

平成 25 年 9 月

第 2 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 予算 >

- 議案第100号 平成25年度尼崎市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第101号 平成25年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)
- 議案第102号 平成25年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)

< 条例 >

- 議案第103号 尼崎市指定管理者選定委員会条例について
- 議案第104号 尼崎市事務事業点検委員会条例について
- 議案第105号 尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第106号 尼崎市入札監視委員会条例について
- 議案第107号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第108号 尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第109号 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第110号 尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会条例について
- 議案第111号 尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会条例について
- 議案第112号 尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例について
- 議案第113号 尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会条例について
- 議案第114号 尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例について
- 議案第115号 尼崎市提案型事業委託制度審査会条例について
- < その他 >
- 議案第116号 物件の買入れについて(消防救急デジタル無線システム)

議案第 1 1 7 号	工事請負契約について(大島小学校北棟改築等工事)
議案第 1 1 8 号	工事請負契約について(立花小学校校舎棟改築等工事)
議案第 1 1 9 号	工事請負契約について(立花小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事)
議案第 1 2 0 号	工事請負契約について(立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事)
議案第 1 2 1 号	工事請負契約について(名和小学校北棟改築等工事・名和こどもクラブ棟新築工事)
議案第 1 2 2 号	工事請負契約について(塚口中学校北西棟改築等工事)
議案第 1 2 3 号	工事請負契約について(塚口中学校北西棟改築等工事のうち電気設備工事)
議案第 1 2 4 号	工事請負契約について(塚口中学校北西棟改築等工事のうち機械設備工事)
議案第 1 2 5 号	工事請負契約について(園田中学校東棟改築等工事)
議案第 1 2 6 号	工事請負契約について(園田中学校東棟改築等工事のうち機械設備工事)
議案第 1 2 7 号	工事請負契約について(小園中学校管理棟等耐震補強工事)
議案第 1 2 8 号	訴えの提起について(災害援護資金貸付金返還請求事件)
議案第 1 2 9 号	法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について
議案第 1 3 0 号	訴えの提起について(建物明渡し等請求事件)
議案第 1 3 1 号	平成 2 4 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 1 3 2 号	平成 2 4 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 1 3 3 号 平成 2 4 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益
剰余金の処分について

予 算

議案第 100 号

平成 25 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 25 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 133,468 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 198,228,530 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

平成 25 年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		9,009,092	316	9,009,408
	10 県 補 助 金	2,287,305	316	2,287,621
65 繰 越 金		6,244	133,152	139,396
	05 繰 越 金	6,244	133,152	139,396
歳 入 合 計		198,095,062	133,468	198,228,530

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		11,922,791	132,833	12,055,624
	05 総 務 管 理 費	9,594,551	132,833	9,727,384
15 民 生 費		89,430,227	635	89,430,862
	10 児 童 福 祉 費	22,439,046	635	22,439,681
歳 出 合 計		198,095,062	133,468	198,228,530

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

変 更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
45 消防費	05 消防費	消防救急無線 デジタル化事業	798,237	943,925

一 般 會 計

予 算 說 明 書

(補 正 4 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	9,009,092	316	9,009,408			
10 項 県補助金	2,287,305	316	2,287,621			
15 目 民生費補助金	2,126,460	316	2,126,776	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金	316	○ (健康福祉局) 軽・中度難聴児の補聴器購入等の負担軽減を図るための助成事業の実施に伴う補正

歳入

65 繰越金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	6,244	133,152	139,396			
05 項 繰越金	6,244	133,152	139,396			
05 目 繰越金	6,244	133,152	139,396	繰越金	133,152	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 133,152

歳 出
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	11,922,791	132,833	12,055,624	特定財源 0 一般財源 132,833			
05 項 総務管理費	9,594,551	132,833	9,727,384	特定財源 0 一般財源 132,833			
05 目 一般管理費	6,488,816	3,833	6,492,649	一般財源 3,833	22 補償、補填 及び賠償金	3,833	○ 訴訟賠償等事務経費 (総務局) 車両事故による物的損害に係る損害賠償金の 支払に伴う補正
55 目 財産管理費	478,664	74,000	552,664	一般財源 74,000	25 積 立 金	74,000	○ 財政調整基金積立金 (企画財政局) 決算剰余金の2分の1相当額の積立に伴う補 正
70 目 諸 費	619,360	55,000	674,360	一般財源 55,000	23 償還金、利 子及び割引 料	55,000	○ 市税還付金、還付加算金等 (資産統括局) 法人市民税に係る還付金等の増に伴う補正

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	89,430,227	635	89,430,862	特定財源 316 一般財源 319			
10 項 児童福祉費	22,439,046	635	22,439,681	特定財源 316 一般財源 319			
05 目 児童福祉総務費	15,685,355	635	15,685,990	県支出金 316 一般財源 319	11 需用費 20 扶助費	3 632	○ 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費 (健康福祉局) 軽・中度難聴児の補聴器購入等の負担軽減を図るための助成事業の実施に伴う補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

変 更 款	項	目	事 業 名	金 額	繰 越 理 由
45 消 防 費	05 消 防 費	15 消 防 施 設 費	消防救急無線デジタル化事業	補正前の額 798,237 補 正 額 145,688 補正後の額 943,925	補正前 デジタル化対応機器の購入等にあたり、年度内の完了が見込めないため 補正後 デジタル化対応機器の購入及び工事の一部等において、年度内の完了が見込めないため

議案第101号

平成25年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算
(第1号)

平成25年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,122,268千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		778,549	2,717	781,266
	05 繰越金	778,549	2,717	781,266
歳入合計		55,119,551	2,717	55,122,268

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
13 前期高齢者納付金等		3,970	2,717	6,687
	05 前期高齢者納付金等	3,970	2,717	6,687
歳出合計		55,119,551	2,717	55,122,268

特 別 会 計

国民健康保険事業費予算説明書

(補 正 1 号)

議101-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	778,549	2,717	781,266			
05 項 繰越金	778,549	2,717	781,266			
05 目 繰越金	778,549	2,717	781,266	繰越金	2,717	○ (市民協働局) 補正財源として前年度繰越金を補正 2,717

歳 出

13 前期高齢者納付金等

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
13 款 前期高齢者 納付金等	3,970	2,717	6,687	特定財源 0 一般財源 2,717			
05 項 前期高齢者 納付金等	3,970	2,717	6,687	特定財源 0 一般財源 2,717			
05 目 前期高齢者 納付金等	3,970	2,717	6,687	一般財源 2,717	19 負担金、補助及び交付金	2,717	○ 前期高齢者納付金等（市民協働局） 負担調整対象額等の増加に伴う補正

議案第102号

平成25年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算
(第1号)

平成25年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,201千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,212,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	128,201	128,202
	05 繰越金	1	128,201	128,202
歳入合計		34,084,521	128,201	34,212,722

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
60 諸支出金		15,299	128,201	143,500
	10 諸費	15,299	128,201	143,500
歳出合計		34,084,521	128,201	34,212,722

特 別 会 計

介 護 保 險 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	128,201	128,202			
05 項 繰越金	1	128,201	128,202			
05 目 繰越金	1	128,201	128,202	繰越金	128,201	○ (健康福祉局) 補正財源として前年度繰越金を補正 128,201

歳 出

60 諸支出金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 款 諸支出金	15,299	128,201	143,500	特定財源 0 一般財源 128,201			
10 項 諸 費	15,299	128,201	143,500	特定財源 0 一般財源 128,201			
10 目 第1号被保 険者償還金 及び選付加 算金	15,299	128,201	143,500	一般財源 128,201	23 償還金、利 子及び割引 料	128,201	○ 県負担金等返還金（健康福祉局） 前年度分精算に伴う補正 128,201

条 例

議案第 103 号

尼崎市指定管理者選定委員会条例について

尼崎市指定管理者選定委員会条例を次のように制定する。

平成 25 年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市指定管理者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）のうち別表第 1 に掲げる施設（以下「指定管理者対象施設」という。）の管理を行う指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）の指定を受けるべき者（以下「指定管理者予定者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長（尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する指定管理者対象施設に係るものにあつては、教育委員会。以下同じ。）の附属機関として、別表第 2 に掲げる施設ごとに尼崎市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、指定管理者予定者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第 4 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市立身体障害者デイサービスセンター指定管理者選定協議会設置要綱（以下「デイサービスセンター要綱」という。）の規定により置かれている尼崎市立身体障害者デイサービスセンター指定管理者選定協議会（以下「選定協議会」という。）は、第 1 条の規定により置かれた委員会（尼崎市立身体障害者デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）に係るものに限る。）とみなす。

4 前項の規定は、この条例の施行の際現に総合老人福祉センター指定管理者選定委員会設置要綱（以下「総合老人福祉センター要綱」という。）の規定により置かれている総合老人福祉センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について準用する。この場合において、同項中「尼崎市立身体障害者デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」とあるのは、「尼崎市立老人福祉センタ

ー（総合老人福祉センターに限る。以下「総合老人福祉センター」と読み替えるものとする。

5 この条例の施行の際現にデイサービスセンター要綱の規定により選定協議会の構成員として委嘱されている者は、第2条第2項の規定により委員会（デイサービスセンターに係るものに限る。）の委員として委嘱された者とみなす。

6 前項の規定は、この条例の施行の際現に総合老人福祉センター要綱の規定により選定委員会の委員として委嘱されている者について準用する。この場合において、同項中「デイサービスセンターに」とあるのは、「総合老人福祉センターに」と読み替えるものとする。

別表第 1

- 1 尼崎市立女性・勤労婦人センター
- 2 尼崎市立武庫地区会館（以下「武庫地区会館」という。）
- 3 尼崎市立小田地区会館（以下「小田地区会館」という。）
- 4 尼崎市立園田地区会館（以下「園田地区会館」という。）
- 5 尼崎市立大庄地区会館（以下「大庄地区会館」という。）
- 6 尼崎市立立花地区会館（以下「立花地区会館」という。）
- 7 デイサービスセンター
- 8 総合老人福祉センター
- 9 尼崎市立すこやかプラザ
- 10 尼崎市立青少年いこいの家
- 11 本市が設置する市営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者用住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）のうち市域の北部に存する施設として規則で定める施設
- 12 市営住宅等のうち市域の南部に存する施設として規則で定める施設
- 13 尼崎市立富松住宅
- 14 尼崎市立自動車駐車場
- 15 尼崎市立ＪＲ尼崎駅南自転車駐車場、尼崎市立ＪＲ尼崎駅北自転車駐車場及び尼崎市立ＪＲ尼崎駅北原動機付自転車駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）
- 16 橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚釣り公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。）（以下「橘公園等」という。）
- 17 尼崎市立魚釣り公園（魚釣施設及び駐車場に限る。以下「魚釣施設等」という。）
- 18 尼崎市立北図書館
- 19 尼崎市立美方高原自然の家

備考 第 11 項、第 12 項及び第 15 項から第 17 項までに掲げる施設

は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。

別表第 2

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1 | 尼崎市立女性・勤労婦人センター |
| 2 | 武庫地区会館、小田地区会館、園田地区会館、大庄地区会館及び立花地区会館 |
| 3 | デイサービスセンター |
| 4 | 総合老人福祉センター |
| 5 | 尼崎市立すこやかプラザ |
| 6 | 尼崎市立青少年いこいの家 |
| 7 | 市営住宅等 |
| 8 | 尼崎市立富松住宅 |
| 9 | 尼崎市立自動車駐車場 |
| 10 | 自転車等駐車場 |
| 11 | 橘公園等 |
| 12 | 魚釣施設等 |
| 13 | 尼崎市立北図書館 |
| 14 | 尼崎市立美方高原自然の家 |

備考 第 2 項、第 7 項及び第 10 項から第 12 項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。

(説 明)

尼崎市指定管理者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第104号

尼崎市事務事業点検委員会条例について

尼崎市事務事業点検委員会条例を次のように制定する。

平成25年9月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市事務事業点検委員会条例

(設置)

第1条 本市が実施する事務事業の必要性、実施方法等(以下「本市事務事業の必要性等」という。)を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市事務事業点検委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民の代表者

3 委員は、本市事務事業の必要性等の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 第3条第3項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条中「、委員」とあるのは、「、部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(説 明)

尼崎市事務事業点検委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 105 号

尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例について

尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例

尼崎市防災会議条例（昭和 38 年尼崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 8 号中「第 5 条第 2 項」を「第 2 条の 2 第 2 号」に改める。

第 4 条第 2 項中「補欠」を「委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任」に、「前任者」を「前任の委員」に改める。

第 5 条の見出しを「（会長）」に改め、同条第 3 項中「とき」の次に「又は会長が欠けたとき」を加え、「会長の」を「会長が」に改める。

第 9 条第 2 項中「会長の」を「会長が」に改め、同条第 3 項中「、部会に」を「、その部会に」に改め、同条第 4 項中「、第 7 条並びに前条」を「並びに前 2 条」に、「同条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 106 号

尼崎市入札監視委員会条例について

尼崎市入札監視委員会条例を次のように制定する。

平成 25 年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市入札監視委員会条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、委員会を置く。

- (1) 本市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）（以下「建設工事」という。）の請負（市長が別に定めるものに限る。以下「工事請負」という。）に係る一般競争入札（以下この号において「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の設定及び確認、工事請負に係る指名競争入札（以下この号において「指名競争入札」という。）に参加することができる者の指名、一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）における落札者の決定その他工事請負に係る契約（以下「工事請負契約」という。）の締結手続に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (2) 一般競争入札等の手続その他工事請負契約の締結手続に関する事項で市長が別に定めるもの及び建設工事の成績の評定内容について申し立てられた苦情への対応に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市が施行する一般競争入札及び指名競争入札並びに本市が締結する契約に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 4 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等以内の親族の利害に係る議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市入札監視委員会の設置等に関する要綱(以下「要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市入札監視委員会(以下「旧委員会」という。)は、第2条の規定により置かれた委員会とみなす。

4 この条例の施行の際現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱されている者は、第3条第2項の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなす。

(説 明)

尼崎市入札監視委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 107 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 73 条の 4」を「第 73 条の 5」に改める。

第 25 条第 2 項中「又は」を「若しくは」に改め、「掲げる寄附金」の次に「又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（市内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等（同条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。）で市長が指定するものに対して支出するものに限る。）」を加え、「当該寄附金」を「これらの寄附金」に、「同項及び同条第 2 項」を「法第 314 条の 7 第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 33 条の 8 第 5 項中「（昭和 32 年法律第 26 号）」を削る。

附則第 9 項の見出し中「固定資産税」を「固定資産税等」に改め、附則第 29 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項を次のように改める。

29 当分の間、第 13 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセ

ントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。

附則第49項を附則第50項とし、附則第48項中「附則第46項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第49項とし、附則第47項を附則第48項とし、附則第46項を附則第47項とし、附則第45項中「附則第43項」を「附則第44項」に改め、同項を附則第46項とし、附則第39項から附則第44項までを1項ずつ繰り下げ、附則第38項中「附則第36項」を「附則第37項」に改め、同項を附則第39項とし、附則第31項から附則第37項までを1項ずつ繰り下げ、附則第30項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、同項を附則第31項とし、附則第29項の次に次の1項を加える。

30 当分の間、第33条の13第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、目次及び附則第9項の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第29項及び第30項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

3 改正後の条例第25条第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に支出する同項の寄附金について適用する。

(説 明)

地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 108 号

尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部
を改正する条例について

尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 25 年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部
を改正する条例

(尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例 (昭和 31
年尼崎市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

付則第 6 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「 (延滞金の
割合の特例) 」を付し、同項を次のように改める。

6 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 14 . 6 パーセン
トの割合及び同項ただし書に規定する延滞金の年 7 . 3 パーセン
トの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (当該
年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第
2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算し
た割合をいう。以下同じ。) が年 7 . 3 パーセントの割合に満たな
い場合には、その年 (以下この項において「特例基準割合適用年」
という。) 中においては、年 14 . 6 パーセントの割合にあっては
当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセン
トの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつて
は当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該
割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合は、年 7 . 3 パーセ
ントの割合) とする。

付則に次の 1 項を加える。

7 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 14 . 5 パーセン
トの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年 7 .

２パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とする。

（尼崎市国民健康保険条例の一部改正）

第２条 尼崎市国民健康保険条例（昭和３４年尼崎市条例第８号）の一部を次のように改正する。

付則第１４項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

１４ 当分の間、第２３条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年７．３パーセントの割合を超える場合は、年７．３パーセントの割合）とする。

（尼崎市介護保険条例の一部改正）

第３条 尼崎市介護保険条例（平成１２年尼崎市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

付則第１４項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

１４ 当分の間、第１１条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割

合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。

(尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 尼崎市後期高齢者医療に関する条例(平成20年尼崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

付則第4項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分

に関する条例付則第 6 項及び第 7 項の規定、第 2 条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第 1 4 項の規定、第 3 条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第 1 4 項の規定並びに第 4 条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第 4 項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(説 明)

延滞金の割合の特例を見直すため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 109 号

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年尼崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

尼崎市立難波小学校	尼崎市東難波町 4 丁目 3 番 40 号	を
尼崎市立北難波小学校	尼崎市西難波町 6 丁目 14 番 57 号	
尼崎市立梅香小学校	尼崎市東難波町 2 丁目 14 番 44 号	

」

「

尼崎市立難波小学校	尼崎市東難波町 4 丁目 3 番 40 号	に
尼崎市立難波の梅小学校	尼崎市東難波町 2 丁目 14 番 44 号	

」

改める。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

北難波小学校と梅香小学校を統合し、難波の梅小学校を設置するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 0 号

尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会条例について

尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 本市が設置する小学校及び特別支援学校における給食の実施に必要な調理業務の委託契約の相手方となるべき事業者（以下「委託業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童又は生徒の保護者の代表者
- (3) 校長

3 委員は、委託業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第 4 条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(説 明)

尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 1 号

尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会条例について

尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会条例

(設置)

第 1 条 次に掲げる者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定（法第 1 1 7 条第 1 項の規定により定められた尼崎市介護保険事業計画に基づくものに限る。以下同じ。）を受けべき事業者
- (2) 法第 5 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けべき事業者

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委

員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第 5 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定により置かれている尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会（以下「旧委員会」という。）は、第 1 条の規定により置かれた委員会とみなす。

4 この条例の施行の際現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱されている者は、第 2 条第 2 項の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなす。

(説 明)

尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会を設置するため、
条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 2 号

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例について

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例

(設置)

第 1 条 次の各号に掲げる者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 4 8 条第 1 項第 1 号に規定する指定介護老人福祉施設の指定(法第 1 1 7 条第 1 項の規定により定められた尼崎市介護保険事業計画に基づくものに限る。以下同じ。)を受けるべき特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 2 0 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。)を設置する法人
- (2) 法第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者(法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)の指定を受けるべき事業者
- (3) 法第 8 条の 2 第 1 1 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者(法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。)の指定を受けるべき事業者

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市特別養護老人ホーム等整備法人選定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市特別養護老人ホーム等整備法人選定委員会(以下「旧委員会」

という。)は、第1条の規定により置かれた委員会とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱されている者は、第2条第2項の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなす。

(説 明)

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 3 号

尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会条例について

尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会条例

(設置)

第 1 条 老人福祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号。以下「法」という。) 第 1 1 条第 1 項の規定により本市が講ずべき養護老人ホーム (法第 2 0 条の 4 に規定する養護老人ホームをいう。) への入所の措置その他の措置の要否について審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師

(2) 法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の長

(3) 介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターの長

(4) 本市関係職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委

員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会(以下「旧委員会」という。)は、第1条の規定により置かれた委員会とみなす。

4 この条例の施行の際現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱され、又は任命されている者は、第2条第2項の規定により委員会の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。

(説 明)

尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 4 号

尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例について

尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の規定により本市が行う小児慢性特定疾患（同条に規定する厚生労働大臣が定める慢性疾患をいう。以下同じ。）の治療方法の研究その他必要な研究に資する事業の実施に必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、小児慢性特定疾患に関し専門的知識を有する医師のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くこと

ができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される協議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会要綱(以下「要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会(以下「旧協議会」という。)は、第1条の規定により置かれた協議会とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に要綱の規定により旧協議会の委員として委嘱され、又は任命されている者は、第2条第2項の規定により協議会の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。

(説明)

尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 5 号

尼崎市提案型事業委託制度審査会条例について

尼崎市提案型事業委託制度審査会条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市提案型事業委託制度審査会条例

(設置)

第 1 条 本市がその事務事業の事業者等への委託の提案（以下「事業委託提案」という。）を受けた場合における当該事業委託提案の内容を審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市提案型事業委託制度審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 本市関係職員

3 委員は、事業委託提案の内容の審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 第 2 項の委員のほか、必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、第 2 項各号に掲げる者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

6 第 3 項の規定は、臨時委員について準用する。

(会長)

第 3 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 審査会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第 6 条 審査会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、第 3 条第 3 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(意見の聴取等)

第 7 条 審査会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審査会は、第 4 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説 明)

尼崎市提案型事業委託制度審査会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 1 1 6 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れするため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 買入れの目的 現行使用しているアナログ波の使用期限が、平成 2 8 年 5 月 3 1 日までとなったことに伴い、計画的に消防救急デジタル無線システムの整備を行うため。
- 2 買入れの物件 消防救急デジタル無線システム
- 3 買入れの方法 指名競争入札
- 4 買入れの金額 7 0 8 , 7 5 0 , 0 0 0 円
- 5 買入れの相手方 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
日本電気株式会社 神戸支社
神戸支社長 谷 口 充

(説 明)

消防救急デジタル無線システムを買い入れるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 7 号

工事請負契約について

大島小学校北棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 大島小学校北棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市稲葉荘 2 丁目 1 0 番 7 号
工事概要 北棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1 , 0 6 2 , 6 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 1 1 号
宮崎・苅田特別共同企業体
代表者 宮崎建設株式会社
代表取締役 宮 崎 俊 二

(説 明)

大島小学校北棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>北棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 13,376.62平方メートル</p> <p>建築面積 1,709.17平方メートル</p> <p>延べ面積 5,386.46平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、コンピュータ教室、図書室)、管理諸室、多目的スペース</p> <p>体育館耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 876平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨梁補強</p> <p>既存校舎等解体工事(北棟、機械室棟等)</p> <p>既存校舎改修工事(東棟、西棟、給食室棟)</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p>

議案第 1 1 8 号

工事請負契約について

立花小学校校舎棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 立花小学校校舎棟改築等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 2 6 番 1 号
工事概要 校舎棟改築等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 , 7 3 6 , 0 7 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 神戸市中央区八幡通 3 丁目 1 番 1 4 号
浅沼・サージ・コア共同企業体
代表者 株式会社浅沼組神戸支店
支店長 芦 田 造 |

(説 明)

立花小学校校舎棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>校舎棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟</p> <p>敷地面積 18,330.43平方メートル</p> <p>建築面積 3,692.02平方メートル</p> <p>延べ面積 8,556.54平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室等)、管理諸室、給食室、多目的スペース</p> <p>体育館耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 891平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨屋根補強</p> <p>既存校舎等解体工事(南棟、北西棟、給食室棟等)</p> <p>屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)</p>

議案第 1 1 9 号

工事請負契約について

立花小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 立花小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 2 6 番 1 号
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 3 4 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市西難波町 2 丁目 1 9 番 2 1 号
株式会社小川電設
代表取締役 小 川 元

(説 明)

立花小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容	
電 気	電気設備工事	
	受変電設備工事	一式
	幹線設備工事	一式
	動力・電灯設備工事	一式
	弱電設備工事	一式
	太陽光発電設備工事	一式
	体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式
	屋外電気設備工事	一式

議案第 1 2 0 号

工事請負契約について

立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 2 6 番 1 号
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 6 0 , 6 1 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市椎堂 1 丁目 2 番 6 号
三協設備株式会社
代表取締役 永 井 俊 彦 |

(説 明)

立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一式
	換気設備工事 一式
	衛生器具設備工事 一式
	給水設備工事 一式
	排水設備工事 一式
	給湯設備工事 一式
	消火設備工事 一式

議案第 1 2 1 号

工事請負契約について

名和小学校北棟改築等工事・名和こどもクラブ棟新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 名和小学校北棟改築等工事及び名和こどもクラブ棟新築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市名神町 3 丁目 1 番 5 1 号
工事概要 北棟改築等工事及びこどもクラブ棟新築工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 7 1 1 , 5 8 5 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市塚口町 1 丁目 1 0 番地の 5
株式会社吉川組
代表取締役 吉 川 壽 一

(説 明)

名和小学校北棟改築等工事・名和こどもクラブ棟新築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>名和小学校北棟改築等工事</p> <p>北棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟</p> <p>敷地面積 15,293.41平方メートル</p> <p>建築面積 956.51平方メートル</p> <p>延べ面積 2,835.53平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、図書室)、多目的スペース</p> <p>体育館耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 890平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨屋根補強</p> <p>既存校舎等解体工事(北棟等)</p> <p>既存校舎改修工事(南棟、東棟)</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p> <p>その他工事(昇降機棟増築)</p> <p>名和こどもクラブ棟新築工事</p> <p>こどもクラブ棟新築工事</p> <p>鉄骨造り 平屋建て 1棟</p> <p>建築面積 99.56平方メートル</p> <p>延べ面積 99.56平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>こどもクラブ室</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p>

議案第 1 2 2 号

工事請負契約について

塚口中学校北西棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 塚口中学校北西棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市富松町 4 丁目 3 1 番 1 号
工事概要 北西棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1 , 2 1 3 , 8 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町 4 番地
柄谷・カラタニエンジニアリング共同企業体
代表者 株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

(説 明)

塚口中学校北西棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	北西棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て(一部5階建て) 1棟 敷地面積 21,489.43平方メートル 建築面積 1,603.16平方メートル 延べ面積 6,411.74平方メートル (主な諸室) 普通教室、特別教室(理科教室、音楽教室、調理教室、コンピュータ教室、図書室)、管理諸室、多目的スペース、プール 武道場改築工事 鉄骨造り 平屋建て 1棟 建築面積 172.41平方メートル 延べ面積 158.45平方メートル 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 1,079平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 既存校舎等解体工事(北西棟、南棟等) 既存校舎改修工事(北東棟、東棟等) 屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)

議案第 1 2 3 号

工事請負契約について

塚口中学校北西棟改築等工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 塚口中学校北西棟改築等工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市富松町 4 丁目 3 1 番 1 号
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2 0 1 , 6 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市東向島西之町 8 番地
菱星システム株式会社
代表取締役 本 越 伸 行

(説 明)

塚口中学校北西棟改築等工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容	
電 気	電気設備工事	
	受変電設備工事	一式
	幹線設備工事	一式
	動力・電灯設備工事	一式
	弱電設備工事	一式
	太陽光発電設備工事	一式
	体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式
	既存校舎改修工事に係る電気設備工事	一式
	屋外電気設備工事	一式

議案第 1 2 4 号

工事請負契約について

塚口中学校北西棟改築等工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 塚口中学校北西棟改築等工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市富松町 4 丁目 3 1 番 1 号
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 4 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市西本町 2 丁目 5 番地
株式会社竹内工業所
代表取締役 竹 内 英 正 |

(説 明)

塚口中学校北西棟改築等工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一式
	換気設備工事 一式
	衛生器具設備工事 一式
	給水設備工事 一式
	排水設備工事 一式
	給湯設備工事 一式
	消火設備工事 一式

議案第 1 2 5 号

工事請負契約について

園田中学校東棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 園田中学校東棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市食満 1 丁目 1 番 1 号
工事概要 東棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1 , 0 4 7 , 9 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 1 5 号

青木あすなる・山本共同企業体

代表者 青木あすなる建設株式会社神戸支店

支店長 中 島 明 夫

(説 明)

園田中学校東棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>東棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 23,727.78平方メートル</p> <p>建築面積 1,331.68平方メートル</p> <p>延べ面積 4,241.76平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(音楽教室、家庭教室、図書室)、 管理諸室、多目的スペース</p> <p>体育館耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 3階建て 1棟</p> <p>延べ面積 1,308平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨屋根補強</p> <p>既存校舎等解体工事(東棟等)</p> <p>既存校舎改修工事(西棟、特別教室棟)</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p>

議案第 1 2 6 号

工事請負契約について

園田中学校東棟改築等工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 園田中学校東棟改築等工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市食満 1 丁目 1 番 1 号
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1 5 6 , 9 5 4 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市稲葉荘 3 丁目 5 番 1 0 号
株式会社田中水道工業所
代表取締役 水 杉 栄

(説 明)

園田中学校東棟改築等工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一式
	換気設備工事 一式
	衛生器具設備工事 一式
	給水設備工事 一式
	排水設備工事 一式
	給湯設備工事 一式
	消火設備工事 一式

議案第 1 2 7 号

工事請負契約について

小園中学校管理棟等耐震補強工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 小園中学校管理棟等耐震補強工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市小中島 2 丁目 1 2 番 2 7 号
工事概要 管理棟等耐震補強工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 5 4 , 0 3 5 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市武庫町 3 丁目 1 1 番 2 8 号
株式会社松善工務店
代表取締役 紺 屋 一 弘 |

(説 明)

小園中学校管理棟等耐震補強工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	管理棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟
	延べ面積 3,955平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	南棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 2,230平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	北棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
延べ面積 1,088平方メートル	
主な工法 鉄骨ブレース工法	
耐震補強工事に伴う電気設備工事	
" 機械設備工事	

議案第 128 号

訴えの提起について

災害援護資金貸付金返還請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成 25 年 9 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 災害援護資金貸付金返還請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

4 事件の概要

原告本市は、平成 7 年 6 月、被告 [REDACTED] に対して災害援護資金 150 万円の貸付けを行ったが、同被告は 5 年間の据置期間経過後に到来した償還期限を過ぎても元利償還金の一部を償還しないので、同被告を相手取り、当該元利償還金及び違約金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、本案を提出する。

議案第 1 2 9 号

法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について

交通事故に係る法律上本市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 損害賠償の額 6 , 8 3 2 , 8 3 3 円
- 2 相手方 東京都新宿区西新宿 1 丁目 2 6 番 1 号
株式会社損害保険ジャパン
代表取締役 櫻 田 謙 悟
- 3 事件の概要 平成 2 4 年 9 月 1 8 日午前 1 0 時 5 0 分頃、市内東海岸町 2 2 番地先交差点において、本市のじんかい収集車が右折しようとしたところ、右側から直進してきた自動車（以下「直進自動車」という。）が、当該じんかい収集車を避けようとして対向車線に進入し、当該車線で停車していた自動車（以下「停車自動車」という。）に接触した後、その弾みで道路の中央分離帯の鉄製の柵（以下「鉄柵」という。）に接触し、当該直進自動車、停車自動車及び鉄柵が破損した事故において、当該直進自動車の所有者が加入する自動車保険の保険者である相手方が、本市に代わって当該停車自動車及び鉄柵の修理費に相当する額の全額並びに当該直進自動車の修理費に相当する額の一部を支払ったため、保険法（平成 2 0 年法律第 5 6 号）第 2 5 条第 1 項の規定等により、これらの所有者が本市に対して有する損害賠償請求権についてこれらの所有者に代位して、本市に対し上記金額の支払を求めているもの

(説 明)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、本案を提出する。

- 5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 1 号

平成 2 4 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

平成 2 4 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	4 , 1 0 2 , 8 0 5 , 8 7 3 円
2	処 分 額	2 , 1 0 2 , 8 0 5 , 8 7 3 円
3	処 分 方 法	建設改良積立金へ積立

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 2 号

平成 2 4 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

平成 2 4 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとお
り処分するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	1 , 1 5 1 , 4 3 9 , 8 1 8 円
2	処 分 額	1 , 1 5 1 , 4 3 9 , 8 1 8 円
3	処 分 方 法	建設改良積立金へ積立

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 3 号

平成 2 4 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

平成 2 4 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次
のとおり処分するため、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	1 0 0 , 9 1 4 , 6 7 4 円
2	処 分 額	1 0 0 , 9 1 4 , 6 7 4 円
3	処 分 方 法	建設改良積立金へ積立

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。